

## 徳島大学附属図書館自己点検・評価専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学附属図書館運営委員会規則第9条第2項の規定に基づき、徳島大学附属図書館運営委員会に置く徳島大学附属図書館自己点検・評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の所掌事項、組織等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価（以下「自己評価等」という。）の実施項目、実施内容及び実施方法に関すること。
- (2) 自己評価等に関し、評価結果についての全体的調整に関すること。
- (3) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関すること。
- (4) 自己評価等の結果に基づく改善策に関すること。
- (5) その他自己評価等に関して必要な事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 附属図書館蔵本分館長（以下「分館長」という。）
- (3) 附属図書館運営委員会委員（以下「運営委員」という。）のうち、常三島、蔵本地区から各2人
- (4) 学術情報部長
- (5) 運営委員のうち、特に附属図書館長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号及び第5号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、分館長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、図書情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年6月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年6月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。